

山縣市立高富保育園の民間移管に係る三者協議会設置要綱

(設置)

第1条 山縣市立保育所の民間移管に伴う諸事項に関し、より良い保育環境を維持確保していくため、保護者、移管先法人及び山州市の三者が協議する場（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 三者協議会の構成は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 民間移管対象保育所の入所児童又は入所予定児童の保護者の代表者
- (2) 移管先法人の代表者
- (3) 山州市子育て支援課職員又は民間移管対象保育所の保育士の代表者
- (4) 三者協議会において必要と認めた者

(協議事項)

第3条 三者協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 引継保育又は合同保育の実施及び内容に関する事項
- (2) 移管後の保育の内容に関する事項
- (3) その他移管後の保育所の運営に関し必要な事項

(設置期間)

第4条 三者協議会の設置は、令和5年度末までとする。

(庶務)

第5条 三者協議会の庶務は、山州市子育て支援課が行う。

2 三者協議会の概要は、山州市子育て支援課がなるべく速やかに作成し、山州市のホームページに掲載すると共に、なるべく多くの保護者が確認できるようにするものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、三者協議会の運営について必要な事項は、三者協議会において定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月16日から施行する。

山縣市立保育所の民間移管に係る三者協議会設置要綱の補足説明

○第2条関係 第1号の「保護者の代表者」について

→ 基本的には保護者会の役員とも考えられますが、多様な年齢児等の保護者の御意見をいただくため、当該役員の推薦者や自薦者も想定しています。ただし、協議の継続性も鑑み、代表者は交代するまでの間は固定的なイメージを持っています。また、代表者の人数は、3～5名程度が適切かと考えています。

○第3条関係 「協議事項」について

→ 基本的には、三者協議会の構成員から提示された事項についてを協議していくことを想定しています。この場合、三者協議会の会議以外の場で、構成員以外の利害者等から寄せられた意見や質問等についても、この場で協議していくことを想定しています。

○第4条関係 「設置期間」について

→ 三者協議会は、園児や保護者等の混乱や不安を極力避けられるように配慮するためのものでもありますが、移管後のより良い保育環境を維持確保していくためのものでもあるため、協議事項の検証等を確認するためにも、移管後1年間は存続させようとする趣旨です。

○第5条関係 「三者協議会の概要」について

→ 三者協議会の概要としては、①三者協議会で配布した資料の配信可能なもの、②三者協議会での内容を要点筆記したものを想定しています。「なるべく多くの保護者が確認できるようにする」方法としては、資源節約も視野に入れ、希望者への印刷物の配布（当該保育園と市役所に常備）やコードモンでの配信等を想定しています。